

南部箕蚊屋広域連合告示第5号

令和3年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月9日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和3年2月24日（水） 午前10時
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

荊 尾 芳 之	松 田 悦 郎
杉 本 大 介	景 山 浩
乾 裕	幸 本 元
細 田 栄	真 壁 容 子
細 田 元 教	井 藤 稔

○応招しなかった議員

なし

令和3年 第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

令和3年2月24日（水曜日）

議事日程

令和3年2月24日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 施政方針の説明
- 日程第5 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について＜委員会付託＞
- 日程第6 議案第3号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）＜委員会付託＞
- 日程第7 議案第4号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）＜委員会付託＞
- 日程第8 議案第5号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞
- 日程第9 議案第6号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会付託＞
- 日程第10 議案第7号 南部箕蚊屋広域連合計画の一部変更について＜委員会付託＞
- 日程第11 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第12 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第3号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第4号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第5号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
- 日程第16 議案第6号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第7号 南部箕蚊屋広域連合計画の一部変更について
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 施政方針の説明
- 日程第5 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について<委員会付託>
- 日程第6 議案第3号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第2号)<委員会付託>
- 日程第7 議案第4号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)<委員会付託>
- 日程第8 議案第5号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算<委員会付託>
- 日程第9 議案第6号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算<委員会付託>
- 日程第10 議案第7号 南部箕蚊屋広域連合計画の一部変更について<委員会付託>
- 日程第11 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第12 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第3号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第4号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第5号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
- 日程第16 議案第6号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第7号 南部箕蚊屋広域連合計画の一部変更について
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

出席議員(10名)

1番 荊尾芳之	2番 松田悦郎
3番 杉本大介	4番 景山浩
5番 乾裕	6番 幸本元
7番 細田栄	8番 真壁容子
9番 細田元教	10番 井藤稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長 藤 原 宰 書記 三 宅 祐 志
書記 田 中 遥 香

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 陶 山 清 孝 副広域連合長 森 安 保
副広域連合長 中 田 達 彦 事務局長 中 原 孝 訓
事務局次長 湯 浅 香緒利 主任 奥 田 悠 斗
監査委員 仲 田 和 男

議長挨拶

○議長（井藤 稔君） 南部箕蚊屋広域連合議会 2 月定例会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には御多忙の中御出席をいただき、まずもってお礼を申し上げます。

本定例会に提出されています議案は、条例の一部改正、令和 2 年度の補正予算、令和 3 年度、新年度の当初予算などであります。

御承知のとおり、令和 3 年度当初予算は第 8 期介護保険事業計画がスタートする初年度の予算であります。昨年 1 2 月 2 2 日と今年 1 月 2 0 日の 2 回にわたり、新しくスタートする介護計画について執行部から説明を受け、議員の皆さんで検討を進めていただいていたところであります。いずれも地域の皆さん、とりわけ高齢者の皆さんなど介護を必要とされます皆さんの生活に直結する極めて重要な案件であります。議員の皆様の真摯な議論を通じ、実りある議会となりますよう祈念し開会の挨拶とします。

午前 1 0 時 0 2 分開会

○議長（井藤 稔君） ただいまの出席議員数は 1 0 人です。地方自治法第 1 1 3 条の規定により定足数に達しておりますので、令和 3 年第 2 回南部箕蚊屋広域連合議会の定例会を開催いたし

ます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井藤 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、乾裕議員、6番、幸本元議員の2人を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井藤 稔君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（井藤 稔君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 施政方針の説明

○議長（井藤 稔君） 日程第4、施政方針の説明を行います。

連合長より施政方針の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） おはようございます。

それでは、施政方針を申し上げたいと思います。

これより令和3年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会に提案いたします令和3年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算並びに本年度の事業概要を説明し、介護保険事業の情勢と当面する諸課題につきまして所信を申し述べ、本議会定例会を通じ議員各位をはじめ広域連合区域内の住民の皆様の御理解を賜りたいと思います。

介護保険制度は創設から20年が経過し、介護が必要な高齢者の生活を支える仕組みとしてな

くはならないものになっておりますが、その一方で国ベースで見ますとサービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護費用の総額も3.6兆円から約3倍以上の12.4兆円になるとともに、第1号保険料の平均額も2,911円から5,869円になるなど、高齢化の進展に伴い増加を続けています。高齢化が都市部の10年先を進んでいると言われていた我が地域におきましては、今後介護認定者数の増加に伴い給付費も伸びることが予想され、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け構成町村と連携しながら地域包括ケアシステムの構築の取組を充実させていく必要があります。

さて、今回の介護保険制度の見直しでは、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足などの足元の課題に対応するとともに、介護サービス需要が一層増加、多様化し現役世代の減少が進む2040年を見据え、地域共生社会の実現を目指して介護保険制度の持続可能性を確保しながら、各地域で高齢者の自立支援、重度化防止や日常生活支援といった役割、機能を果たし続けられるよう、必要な制度の整備や取組の強化を図るものとなっております。

本広域連合におきましても、令和2年度は3年を1期とする介護保険制度第7期の最終年になります。介護予防・地域づくりや認知症施策など、地域の実情を踏まえながら取組の推進を図ってまいりたいと考えています。

次に、本広域連合における介護保険の運営状況ですが、令和2年12月末時点での第1号被保険者は9,119人、前年同月と比較して115人の増、高齢化率は36.6%となっております。また認定者数は1,644人で、前年同月と比較して2人の減となっております。介護給付費は19億1,084万円と対前年度比較では2.7%の増となっており、施設介護サービス費の伸びにより計画値の伸び率1.8%を上回った状態となっております。

令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度となりますが、現状と課題を踏まえ引き続き介護保険事業の安定的な制度運営を図ってまいります。

次に、予算の概要についてを説明いたします。

令和3年度一般会計の予算規模は5億800万円で、地域包括支援センターの職員の配置方法の見直しによる給与負担金の減額により前年度に比べて2,750万円、5.1%の減額を見込みました。また、介護保険事業特別会計の予算規模は30億4,200万円で、前年度に比べて900万円、0.3%の増額を見込みました。新規に保健福祉事業に取り組むほか、介護給付費については第8期計画に基づき給付費の伸びを見込んだ費用額を計上しております。

本定例会には、このほかに令和2年度の一般会計補正予算、介護保険事業特別会計の補正予算のほか介護保険条例の一部改正等の議案を提案しておりますので、全議案とも御賛同賜り御承認

をいただきますようよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で連合長の施政方針説明を終わります。

日程第5 議案第2号 から 日程第10 議案第7号

○議長（井藤 稔君） お諮りします。日程第5、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてから日程第10、議案第7号、南部箕蚊屋広域連合計画の一部変更についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号から日程第10、議案第7号までを一括して説明を受けます。

提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案第2号から順次御説明をいたします。

詳細につきましては、各議案等事務局長のほうから説明をさせます。

議案第2号でございます。南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について。別紙のとおり南部箕蚊屋広域連合介護保険事業の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案一部改正の内容につきましては、事務局長のほうから説明をさせます。

まとめさせていただいてよろしいですか。

○議長（井藤 稔君） 結構です。

○広域連合長（陶山 清孝君） では、議案の内容につきまして読み上げて、最後に事務局長のほうから説明いたします。

議案第3号でございます。令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）。令和2年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億5,410万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

続きまして、特別会計、第4号でございます。令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和2年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,200万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

議案第5号でございます。令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算。令和3年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億800万と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は600万円と定める。

続きまして、議案第6号でございます。令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算。令和3年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億4,200万と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は3億円と定める。歳入予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

議案第7号でございます。南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部変更について。別紙のとおり南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部を変更することについて、地方自治法第291条の7第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細にわたりまして事務局長のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長(井藤 稔君) 中原事務局長。

○事務局長(中原 孝訓君) 事務局長でございます。

それでは、議案第2号から議案第7号について御説明させていただきます。

まず、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてでございます。

本案は、介護保険法第115条の49に規定する保健福祉事業の実施に当たり関係規定の整備に係る改正を行うほか、第8期介護保険事業計画の策定に伴い令和3年度から令和5年度までの期間における保険料率等について改定を行うものでございます。

概要としましては、まず保健福祉事業については、事業の内容を要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業及び被保険者が要介護及び要支援状態となることを予防するため

に必要な事業とするものでございます。

次に、保険料率等の改定については、保険料率の基準額を年額6万9,600円と定め各所得段階の保険料率の改定を行うほか、第1段階から第3段階までの減額賦課に係る保険料率の変更、所得段階を区分する基準所得金額の変更を行うものでございます。

施行期日は令和3年4月1日としております。

続きまして、議案第3号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）でござい
います。

既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ65万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,410万9,000円とするものでございます。

補正の内容の主なものを御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金でございます。373万4,000円を減額し5億242万8,000円とするものです。これは主に派遣職員給与等負担金及び特別会計への繰出金の減少に伴う町村負担金の減額でございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。93万8,000円を増額し142万9,000円とするものです。これは制度改正及び報酬改定等に伴う介護保険システム改修補助金の増額でございます。

6款諸収入でございます。145万6,000円を増額し990万3,000円とするものです。これは収入見込みに伴う介護予防サービス計画作成収入の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費でございます。67万6,000円を増額し7,714万5,000円とするものです。これは介護保険システム改修費及び派遣職員給与等負担金の増減によるものでございます。

3款民生費でございます。133万1,000円を減額し4億7,492万2,000円とするものでございます。主に特別会計への繰出金及び介護予防サービス計画作成委託料の増減によるものでございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第4号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でござい
ます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,200万円とするものでございます。

補正内容の主なものを御説明いたします。補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1 款保険料でございます。1,319万6,000円を増額し6億3,003万7,000円とするものです。これは収入見込みに伴う保険料の増額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金でございます。1,142万1,000円を減額し5億610万3,000円とするものです。これは交付見込みに伴う減額でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金でございます。163万4,000円を減額し1億9,453万6,000円とするものです。調整交付金及び地域支援事業交付金、介護保険保険者努力支援交付金などについて、交付見込みに基づき予算額の増減をしております。

4 款支払い基金交付金でございます。127万円を増額し8億926万3,000円とするものでございます。これは交付見込みに伴う増額でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金でございます。539万4,000円を増額し4億4,062万7,000円とするものです。これも交付見込みに伴う増額でございます。

6 款繰入金でございます。173万8,000円を減額し4億2,148万3,000円とするものです。地域支援事業繰入金及び事務費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金について予算額の増減をしております。

続きまして、3 ページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費でございます。76万9,000円を減額し670万3,000円とするものです。主に実績見込みに伴う主治医意見書委託料の減額でございます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費でございます。173万1,000円を減額し620万6,000円とするものです。これは実績見込みに伴う減額でございます。

2 款保険給付費でございます。総額の増減は行っておりませんが、実績見込みに伴い項目間での予算調整を行っております。

3 款地域支援事業、3 項包括的支援事業・任意事業費でございます。321万7,000円を減額し1,441万3,000円とするものです。主に新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う介護相談員の派遣及び地域ケア会議の中止による費用の減額でございます。

4 款基金積立金でございます。1,075万3,000円を増額し2,042万1,000円とするものです。これは実績見込みにより介護給付費準備基金積立金を増額するものでございます。

以上、特別会計でございます。

続きまして、議案第5号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算でございます。

令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億800万円と定めるものでございます。

主な内容を御説明いたします。予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金でございます。本年度予算額4億7,750万1,000円、前年度と比較して2,866万1,000円の減でございます。主に派遣職員給与等負担金の減額に伴い、町村負担金を減額しております。

2款国庫支出金、本年度予算額1,312万5,000円、前年度と比較して15万7,000円の減でございます。低所得者保険料軽減に係る負担金を減額しております。

3款県支出金、本年度予算額740万1,000円、前年度と比較して20万6,000円の減でございます。国庫支出金と同様に、保険料軽減に係る負担金を減額しております。

6款諸収入、本年度予算額997万1,000円、前年度と比較して152万4,000円の増でございます。主に介護予防サービス計画作成収入を増額しております。

続きまして、歳出でございます。

1款議会費、本年度予算額119万2,000円、前年度と比較して55万円の増でございます。行政視察研修の費用分の増でございます。

2款総務費、本年度予算額5,915万9,000円、前年度と比較して139万6,000円の増でございます。主に介護保険システム改修費の増額でございます。

3款民生費、本年度予算額4億4,674万2,000円、前年度と比較して2,942万4,000円の減でございます。主に地域包括支援センターの派遣職員給与等負担金の減額でございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第6号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算でございます。

令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,200万円と定めるものでございます。

主な内容を御説明いたします。予算書の5ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1款保険料、本年度予算額6億1,991万8,000円、前年度と比較して307万7,000円の増でございます。第8期介護保険事業計画に基づいた収入を見込んでおります。

3款国庫支出金、本年度予算額7億3,593万7,000円、前年度と比較して2,224万3,0

00円の増でございます。主に調整交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の増額でございます。

4款支払い基金交付金、本年度予算額8,836万4,000円、前年度と比較して88万4,000円の増でございます。地域支援事業費の増額によるものでございます。

5款県支出金、本年度予算額4億5,438万9,000円、前年度と比較して837万5,000円の増でございます。主に施設介護サービス給付費の増額によるものでございます。

6款繰入金、本年度予算額4億2,333万2,000円、前年度と比較して2,557万4,000円の減でございます。第8期介護保険事業計画初年度のため、準備基金からの繰入れを行わないことによる減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、本年度予算額1,806万6,000円、前年度と比較して12万4,000円の増でございます。

2款保険給付費、本年度予算額29億3,147万4,000円、前年度と比較して9万4,000円の減でございます。第8期介護保険事業計画に基づいた給付費を見込んでおります。

3款地域支援事業費、本年度予算額8,239万4,000円、前年度と比較して95万6,000円の増でございます。認知症地域支援推進員の配置に係る費用を増額しております。

4款保健福祉事業、本年度予算額554万9,000円、前年度と比較して554万9,000円の増でございます。これは新規事業として取り組むものでございます。

5款基金積立金、本年度予算額303万6,000円、前年度と比較して301万4,000円の増でございます。これは計画に基づき介護保険給付費準備基金に積立てを行うものでございます。

以上、特別会計でございます。

続きまして、議案第7号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部変更についてでございます。

本案は、介護保険法第115条の49に規定する保健福祉事業の実施に当たり関係事項を定めるため、所要の変更を行うものでございます。

概要としましては、介護保険に係る事務に関する項目に保健福祉事業の内容を追加するほか、保健福祉事業の記載に伴う字句の修正を行うものでございます。

施行期日は令和3年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに質疑を行います。

なお、執行部より説明があった議案につきましては、この後総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別質疑については総務民生常任委員会で行っていただきたいと思います。

議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 議案第2号の今回の介護保険条例の一部改正について、2点総括質疑でお伺いいたします。

まず1点目は、今回新たに保健福祉事業の実施及び事業内容について規定しているということです。

連合長にお聞きいたします。今回、保健福祉事業の内容については先ほど全協の中でも聞いてきました。インセンティブ算定の中で保健福祉事業が新たに取られるということなんですけれども、そもそも介護保険事業というのは、西部広域でしたのは円滑な介護保険事業というのはいわゆる保険ですよね、給付を行っていくということが大きな目的だと思うんです。このように以前から言うように総合事業へのお金を出してきたり保健福祉事業という名前で行おうということは、本来これはインセンティブで介護保険の給付費とは違うよと言いますが、介護保険の会計ですることなんでしょうか。アクセルとブレーキと言いますが、保険給付はしなければならぬけれども、それを抑えていかないといけないという保険者としての二律背反のところは御苦労だと思うんですけれども、それにしても保健福祉事業というのは本来市町村が個別に行う福祉保健事業であると思うんですよ。その点がこのような名前で介護保険事業の中で取られることについての連合長の見解をお伺いしたいと思います。

そして、2点目には保険料率を改定したということです。今期は、これまで20年間やってく中で初めての減額の介護保険料になりました。中については説明を聞いてきたところですが、それにしても、20年前の当初から見たら1.8倍の保険料になります。いわゆる少ない年金がどんどん減る中で介護保険料の少なくしたという御努力はあるにしても、現行でも払にくい保険料には変わらないと思うんですけれども、この保険料についての設定についての連合長の見解をお聞きしておきます。

○議長（井藤 稔君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

一番冒頭の総合事業、今度新しく保健福祉事業ですか、これも全て私はまずは2025年、団

塊世代が75歳を全て迎えます。そして、2040年には支え手のほうが減っていくというような状況を迎えます。私たちの地域はその先兵でその先を進んでいるわけですので、この安定的な事業を運営するというのがこの南部箕蚊屋広域連合に課せられた一番大きな使命だろうと思っています。その中で給付、サービスをいかに安定させるのかのためには、できるだけ皆さんがお元気で介護給付のサービスを一定程度の部分で抑えていただくということが今度支え手にとって一番大きな問題でありますし、そのことがひいては介護保険サービスの値上げにつながらない一番大きなポイントだろうと思っています。使うときにはしっかりと使っていただかなくてはならない介護保険ですので、皆さんがまずは御自分の体を大事にし、そして有効にこの介護保険を使っただくというためには必要な事業だろうと思っています。

2つ目の、今回5,804円と幾分値下げになりました。第8期は、先ほど言いました2025年までのつなぎでございます。第9期、第10期、その辺りがこれからの一つの大きな山に向かっていくところだと思いますので、ひとつ今回は基金を取り崩すことによって若干の値下げはできましたけれども、これに安心することなく安定した介護保険事業を運営できるように努めていきたい、このように思っているところでございます。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、以上で議案第2号に対する質疑は終結します。

続きまして、議案第3号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第4号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑はありませんか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の補正予算について質問をいたします。

まず1点目は、令和2年度の介護保険事業が認定率が下がり、保険給付費も計画より下がっているのではないかとこの点についてです。

先ほどの質問の中で、連合長はそうはいつでも今回の在り方は使うときにはしっかり使えるよ

うな介護保険にしていくためのものだと言ったのですが、要介護認定者ないしは認定者の数、それから保険給付費を見る中では全国的には介護給付、給付抑制が行われているということについて、これは広域連合でも表れている数字ではないかと思うんですが、その点について、給付抑制があるのではないかという点について連合長はどのようにお答えでしょうか。

2点目は、今回この中で基金として一千何万を繰り入れています。8期の保険料を決めるに当たっては約9,800万円の基金を繰り入れて、それを入れて保険料値上げを避けてきたと、このように説明されています。

お聞きするんですが、今回基金を積み立てて全額結果としてこの3年間で9,800万丸々使ったということなんですけども、この9,800万には間違いのないわけですか。現在この時点で補正予算を締めくくった段階で基金としては幾らあったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井藤 稔君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長からは給付抑制についての考えを申し上げます。

私は、介護保険事業の当初の考えからすれば、確かに介護保険の範疇というのは狭まってきていると思います。当初社会的な介護という意味合いで幅広く取ってきたものが、この利用者の増大とともに総合事業等に移管し、要支援の方たちが結局その部分からはみ出してきていることはあると思いますけれども、これは一概に給付とサービスの関係でございますので、私はこれを抑制ということではないと思っています。でき得るサービスというものを仮に市町村がサービスを提供し、地域の支え手と協力し合いながらやるということも成熟した社会の一つのありようだと思っています。要は、このせっかくつくった介護保険が将来にわたって持続可能な形を続けていくことがやはり一番大事なことで、このように思っているところです。

○議長（井藤 稔君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。

基金について説明させていただきます。

今回、第2号特別会計補正予算の基金の積立額を積んだ後の基金の額は、8月補正の段階で9,800万強の基金の残額が残っておりまして、それに対してそれを積立てを取り崩して第8期の介護保険事業計画に充てるというものです。

今回、第2号のほうで1,075万3,000円の基金の積立てを上げておりますが、こちらはまだ今年度終わっておりませんで、介護給付費のほうがコロナウイルス感染症の関係もあったり不透明な状況でありましてこの分については不確定でありますので、そのまま計画のほうには上げていない、積立ての取崩しに上げていないといったような状況でございます。

○議長（井藤 稔君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほど連合長にお答えいただいたんですけども、要は要介護認定者が減り介護給付費が減ったのは介護抑制が起こっているのではないかという点についてです。

私は、今執行部から出された令和2年度の介護保険運営状況の資料1の1ページの数を見ながら質問しています。ここで見ると、居宅介護サービスの受給者の中では介護予防給付が増え、要介護認定が減っているという結果が出ています。先ほど言ったようにそうかもしれないが持続可能だと言うのですが、実際は介護抑制に当たっているのと同時に全国的に言われているのも介護認定で適切な認定を受けるのが非常に難しくなっているというふうにも言われています。いわゆる抑制の段階で、なかなか介護認定が動いていかないという、実際もう指摘されているわけです。こういうふうになってきたら、介護保険料は払うけれども認定が入り口ですから認定されなければこれは利用することはできないわけです。そういうふうになってきていて、持続可能というのは保険運営が持続可能なのは分かりますが、実際使っていくところでの持続可能ということになっていかないのではないかという指摘について連合長はどのようにお答えでしょうか。

もう1点、次、基金の件ですけども、要するに私が聞いておりますのは、この3年間で、前回この3年間で幾らの基金を積み立ててる。9,800万を取り崩すのは分かりました。でもそれは8月の段階で、3年目である令和2年度入れてなかったということですよ。とすれば、今回幾ら基金として残ったのかということ聞いています。これは前回、説明会の2回目に担当の方がお答えになってくれたときは、9,800万というのはいわゆる3年間の中で保険料を言ってみれば取り過ぎたではないですけど残ったものですが、それを還元していくという考えだというのは、これは私は大賛成です。ただ、その大前提であるこの3年間は住民から見たら高い保険料を払っていたんですけど、結果として保険給付した結果、取り過ぎとったのではないかという点についてお答えいただきたいと思いますので、3年間の予想としてはどれぐらいのお金が残ってきたというふうに言えるわけでしょうか、お答えください。

○議長（井藤 稔君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 基金について御説明させていただきます。

7期の初年度の基金の積立額が2,000万弱……。すみません、ちょっとお待ちください。

（発言する者あり）ちょっとまとめまして、すみません、後で答えさせてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 真壁議員、後ほど委員会のほうでということですけどよろしいですか。

○議員（8番 真壁 容子君） それは委員会じゃないと出てこないということですね。委員会で

そのことをお答えしてもらおうということですね。

○議長（井藤 稔君） はい。

○議員（8番 真壁 容子君） 分かりました。

あと、連合長の答弁もあります。

○議長（井藤 稔君） 連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

真壁議員の言っておられる認定が非常に厳しくなっているということについては、私もそういう御意見は聞いたことがありますので、あながち全くの間違いだとかそういうことを私も言うことはありません。確かに今、非常に長い期間を生きられるようになったということも併せて、認知症等の非常に体は動くんだけど、非常に在宅で生活が厳しいという方たちが認定を受けられないために簡単に施設に入れないということの実態もあると思います。

それから、この表の中で言っても、人数が減ってるゾーンというのが確かにそういう方々を表す部分になるんだろうなという具合に思います。一定のその制限をしてると私は思わないんですけども、介護認定のありようというものについても内容等については私も分かりませんので、具体的にそういうことがあるかどうかというのは一つの宿題としていただけませんかでしょうか。私も勉強してみたいと思います。

ただ、一つの介護保険のその制度としてそういう運用がされてるということであって、当連合が特別であるということでは私はないと自信を持って申し上げたいと思います。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、議案第4号についての質疑を終結します。

続いて、議案第5号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続いて、議案第6号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和3年度の南部箕蚊屋広域連合介護保険事業の特別会計予算に

ついて質疑をいたします。

先ほどの質疑の続きになりますが、連合長はいわゆる認定抑制されている現実があるという声もつかんでいらっしゃるし、それを宿題としたいと。私も、連合長が言ってるようにこの広域連合がけしからんと言ってるんじゃないんです。介護保険制度そのものの問題点を言っています。だからここだけの問題ではなくて、全国的に介護保険の問題点についてどこの議会でもこのような声が出ているということを承知の上お答え願いたいと思います。

先ほど、今回もこの議会をするに当たって毎年出してくださってる参考資料1として、特養ホームの入所の待機者の一覧表があります。例えば高齢者が多くなっていく中でなかなか介護する人もいない中で、やはり特養ホームの必要性というのはこれ以上造らないという国の方針に反して需要というのは高くなっている。私の近所でもそういう声を聞くわけです。この数字を見て、例えば待機は令和2年4月1日段階で約141。これは重なってる場合もあると思いますが、この数字というのは決して楽観視できない数字だというふうに考えます。

連合長は、これから8期、それから後期高齢に団塊の世代が迎えるに当たって非常に危機感を持っておられますが、その中で施設入所についてはどのようにお考えなのか、基本的に連合長のお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

先ほども言いましたように、長く皆さんがお元気で生きられる社会というのはなかなか在宅で最期までというところに行かれる方もおられますけれども、難しい現状もあるということは重々認識しているところでございます。この辺のバランスをどう取っていくのかということだと思います。皆さんが喜んで施設ということではないと思います。でき得れば住み慣れた地域の中で最期まで自分らしく生きていただくというのが介護保険の使命だろうと思っていますので、その辺り施設と在宅というもののバランスは常にこれからも考えていかなくちゃいけないことだろうと、こう考えております。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、議案第7号、南部箕蚊屋広域連合計画の一部変更についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号から議案第7号につきまして、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり総務民生常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩といたします。

なお、11時から引き続き常任委員会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

午前10時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（井藤 稔君） 定刻になりましたので、再開をいたします。

日程第11 広域連合行政に対する一般質問

○議長（井藤 稔君） 日程第11、広域連合行政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁を合わせた時間が1時間であります。総合時間制としておりますので、厳守をお願いします。

8番、真壁容子議員の一般質問を許します。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ただいまより広域連合議会の一般質問をいたします。答弁をよろしく願いいたします。

介護保険制度は3か年の事業計画によって運営され、2021年度からその事業計画の第8期に入ります。今年度、22年度は介護保険制度開始から満20年を迎えた年でもありました。スタートから20年、一層深刻化する介護保険制度の危機が指摘されてきています。また、介護をめぐってはこの間起こっているコロナ危機への対応も問われてきています。このような中で、安心できる介護保険制度にしていくために質問をいたします。

第1点目、第8期に入る介護保険制度ですが、全国的には介護をめぐる状況はどうでしょうか。この間の介護の現場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け昨年の春以降ホームヘル

プ、デイサービスなど在宅介護では深刻な利用抑制が起こり、多くの事業所が大幅な減収に見舞われたとされています。また、多くの事業所は、ほかにも感染防護のため多大な出費を余儀なくされてもきているのです。要介護の高齢者は最も弱い立場の人たちでもあり、介護の現場では利用者、従事者の感染、特にクラスターの発生を防ぐための対策で介護従事者の労働は一層苛酷になったとも指摘されています。

東京商工リサーチの調査によれば、20年の老人福祉、介護事業の倒産は介護保険施行された2000年以降過去最多を記録。また、資金難や人手不足で先行きが見通せず倒産に至る前に休業、解散を決める事業者も過去最多の水準とのことです。この調査をした東京商工リサーチは、国が抜本的な福祉の基盤整備に乗り出さない限り介護福祉事業所の淘汰はさらに加速し、高齢者はもちろん要介護の家族を持つ若年層にも深刻な影響を与えかねないと警鐘をも鳴らしてきています。

このような中で、まず第1点目にこのコロナ禍1年の中、連合内の介護事業所への影響をどのように把握しているのかお聞きいたします。

1点目には、利用抑制の状況は連合内ではどうでしょうか。

連合内事業所での感染拡大防止の取組についてお伺いいたします。

今、全国的には言われている介護職員の確保ではどうだったのでしょうか。

そして、4点目には域内の事業所、今回のコロナ禍ではPCR検査の医療現場、介護現場での必要性も強調されています。その点について、どのようにお考えかお伺いいたします。

第2点目、この間コロナ禍の中にあって、要介護者の負担する利用料について負担増してきています。その状況をお聞きいたします。

まず、1点目にはデイサービス、ショートステイ等の報酬単価加算に伴う影響です。厚生労働省は、昨年6月、コロナで経営が苦しんでいる介護事業者への救済策という名目でデイサービスやショートステイ等の報酬単価を加算することを決めてきました。その結果、利用者が負担する利用料も引き上がることになっています。サービスは変わらないのに利用料だけが高くなる。このような事態が起こってきているのですが、連合内での状況はどのようなのかお聞きいたします。

また、同じく厚生労働省は昨年10月に、要支援者だけではなく要介護と認定された人についても本人が希望して市町村が認めれば総合事業の対象にするという制度変更を国会審議にかからない厚生労働省令の改定だけで実行できるようにし、この4月から第8期に向けて実施する。このようなことですが、これについては連合内ではどのような状況が起きているのかお聞きをい

たします。

負担増の3点目には、第8期事業計画での施設の食費負担の引上げです。補足給付の所得区分の見直しで、負担増が生じてくる世帯が出てきています。その状況をお聞きいたします。

3点目、保険料の今後の見通しについてです。

第8期事業計画の介護保険は、前期に比べ2%減額の保険料で年額6万9,600円、月額にして5,804円とされました。これまでの中での初めての減額保険料となりますが、当初の保険料3万8,100円と比べると約1.8倍の保険料になってきています。今回の第8期の事業計画には、将来保険料推計見込みとして令和7年度には年額8万900円、月額にして6,478円、令和22年度には10万2,000円、月額にして8,353円、このような数字になると上げています。利用が増えるに伴って保険料が上がる仕組みがこのような金額にさせていくのですが、減り続ける年金から天引きされる高額な保険料は今でも高齢者の負担の限界を超えておると言われ、多くの方が不満を抱いているのですが、連合長はこのような保険料の今後の見通し、この金額についてどのようにお考えでしょうか。

最後に、これまでの介護保険の20年について、どのように考えているのか連合長に質問いたします。

この20年間に、介護をめぐる矛盾が社会問題となったことが何度かあったのではないのでしょうか。2000年代、構造改革の弊害が明らかになった時期に大きな問題になったのが介護難民という言葉でした。特養ホームなど介護施設が不足し、年金の低い高齢者も増えてくる中、国の施策で退院を迫られた高齢者が行き場を見つけられず漂流する事態が全国的に起こり深刻化しました。その中で脱法的な施設が生まれ、そこに入れられた高齢者が悲惨な状況に置かれていることも大問題になりました。一つは、構造改革の中で起こった介護難民という問題です。また、2010年代には年老いた親の介護のために現役世代が仕事を辞める介護離職という言葉が出、社会問題になりました。これは提供体制の不足、費用負担の矛盾が重なる中で深刻化してきたのではなかったでしょうか。もうこの時点で介護の社会化イコール家族介護の解消という介護保険の最大の目的は達成されず、現在も介護離職は毎年8万人から10万人という数字をたたき出しているのです。

そして、今当面するこのコロナ禍の中ですけれども、公的介護制度の存廃を脅かしているのが介護人材の不足だと言われています。昨年1月から2月にかけて読売新聞が介護保険の20年というのを特集されたそうですが、その中では県庁所在市、政令市、中核市など今の私たちの広域連合から見て大きなとこばかりですが、106市を対象とするアンケートを実施した結果を載

せていました。そこでは、106市のうちの9割の市が介護保険を今後10年現行のままで維持するのは困難だと回答しているのです。そしてその理由の一番が人材や事業所の不足、この声が74%で一番多く、2番目に多かったのが保険料の上昇に住民が耐えられない。これが6割近くの市が答えているとのこと。このようなことが言われてから、2025年までに介護保険制度は崩壊するのではないか。このように言われているのですが、かなり深刻で切実な問題ばかりではないでしょうか。連合内でも、このような矛盾が起こってきていると私たちは考えています。連合長はこのような介護保険制度の問題点をどのように考えて、今後解決していくべきだと考えているのでしょうか。お伺いし、再質問いたします。以上です。

○議長（井藤 稔君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症による影響についての御質問でございます。

介護事業所の利用抑制や感染症拡大防止の取組の把握状況としましては、介護事業所を対象としたアンケート調査の結果によるものがございますので、その内容について後ほど事務局長から答弁をさせます。

新型コロナウイルス感染症に限らず、災害の発生時においても介護事業所は継続的にサービスを維持する必要があります。そのためには、事前の備えと緊急時の対応力の強化として災害対策に関する具体的な計画の策定や想定訓練の実施、必要物資の備蓄など平時から備えておく必要があります。

計画策定や訓練の実施等については、今回の制度改正において3年の経過措置を設け全ての介護事業所を対象に義務づけされたところでございます。本広域連合としては計画策定や訓練等の実施状況等を把握するとともに、関係構成町村と連携しながら関係者による非常時の連携体制や対応策の検討を進めていく必要があると思っております。

次の介護職員の確保についての御質問でございますが、感染症対策を徹底する中で発熱や体調不良の職員を出勤させないなどの対応により、職員が不足している事業所があると認識しています。これは聞き取りなどによるものであり、管内全体の具体的な数字などは把握できていない状況でございます。感染症対策による人員不足については、国が人員基準の臨時的な取扱いを示すなど対策を講じているところでございます。

次に、介護職員にPCR検査の必要性についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化しやすいと言われている高齢者に対して、特に介護施設等ではケアを行う際に身体的な接触が避けられないことから、感染症対策を徹底する必

要があります。このような状況の中、職員のPCR検査は施設内でのクラスター等の防止など利用者の感染予防に効果があると考えているところですが、やはり最も効果が期待できるのはワクチン接種だと考えています。このワクチン接種は、高齢者の感染予防や重症化予防につながると認識しています。ワクチンの供給時期、そして配分量など現時点で不確定な要素も多々ありますけれども、現時点では高齢者は早くて4月から接種が始まるとお聞きしておりますので、それと同時に高齢者施設等の職員についても施設の高齢者と同時期の接種が可能となっておりますので、そちらのほうを進めていくように現在考えているところでございます。

次に、利用者負担についての御質問を頂戴いたしました。

まず、デイサービス、ショートステイ等の報酬単価加算に伴う影響について答弁いたします。

介護報酬はこの20年、3年ごとに改定が実施されてまいりました。過去を振り返りますと、平成21年には介護従事者の人材確保や処遇改善に関する改定などが行われ、過去最高である3%のプラス改定となり、平成27年には利益率の高いサービスの抑制が図られ、2.27%のマイナス改定でございました。このたびの報酬改定率は0.70%、このうち0.05%は新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価となっております。介護報酬については、社会保障審議会介護給付費分科会において人材確保やサービスの質の確保や安全性、継続性など様々な観点から議論されているものでございます。加算種類の増に伴いその数も増加しておりますが、これは利用者のサービスの選択肢が広がったという視点もございます。

影響額は個々の利用状況によって様々であるためお示しすることが困難ではありますが、参考として第1号被保険者1人当たりの給付月額を比較を報告させていただきますと、平成18年度の2万2,191円が令和2年度は2万4,670円となっており、2,479円の増となっております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を評価する観点から、算定可能となっている通所サービス等に係る特例的な介護報酬の算定状況についても御質問をいただいておりますが、こちらは本広域連合が実施したアンケート調査の結果がございましたので、後ほど事務局長から答弁をさせていただきます。

次に、要介護認定者を総合事業の対象とすることについての御質問でございます。

これは今回の制度改正において、総合事業のうち住民主体のサービスなど市町村の補助により実施されるサービスを継続的に利用していた被保険者について、要介護認定となった途端総合事業が利用できなくなるのではなく、介護給付を受けながら引き続き住民主体のサービスも利用できるようにするというものでございます。この対象者の弾力化の実施は市町村の判断により行わ

れます。南部箕蚊屋広域連合では、構成町村において弾力化の対象となる住民主体のサービスなど、市町村の補助により実施されるサービスについて総合事業の枠として実施しておりません。よって、弾力化によっては現状においては実施しない方針でございます。

次に、介護施設の食費負担増の影響についての御質問でございます。

このたびの制度改正におきまして、令和3年8月から介護施設における食費、居住費の助成である特定入所者介護サービス費が見直されます。これは助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるよう精緻化するものです。改正点及び影響額については、後ほど事務局長から答弁をさせます。

次に、保険料の今後の見通しについての御質問でございます。

国が定める第8期介護保険事業計画の基本方針において、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら持続可能な介護保険制度とするための中長期的な視点に立ち、市町村介護保険事業計画を策定することが重要とされております。このことから、本広域連合の第8期計画において将来的な保険料基準額として令和7年度から月額6,748円、令和22年度が8,353円と推定をしているところでございます。今後、総人口が減少する中、要介護需要は増大し、保険料上昇も避けては通れない課題となっておりますが、年金だけで生活している人などにとっては非常に負担の重い保険料推計額となっていると考えております。給付費が伸びれば当然その分負担も発生してまいりますので、保険者として給付の適正化や介護予防の取組など、給付費を抑える努力が必要となってまいります。また、保険料上昇は全国的な課題でもありますので、財源構成の見直しなど国に対しても要望してまいりたいと考えております。

最後の介護保険の20年についての御質問でございます。

介護保険制度は創設から20年が経過し、その時々で必要な改正を行いながら介護が必要な高齢者の生活を支える仕組みとしてなくてはならないものとなっております。その一方でサービス利用者は制度創設時の3倍を超え、給付費も高齢化の進展に伴い増加を続け、全国的には様々な課題が発生をしております。

まず、介護難民の問題でございますが、特に東京など都心部において施設入所を希望される方がなかなか入所できないといった待機者に対する課題がございます。本広域連合においては、特に施設サービス給付の割合が大きいことから分かるように県西部の介護施設等が充足しており、待機者は一定の期間で入所が可能となっていると認識しております。

次に、介護離職の問題でございます。介護者の働き盛りの世代が担うことも多く、介護は育児と異なり突発的に発生することや期間や方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困

難になることも考えられます。国において介護休業制度の周知徹底など就労環境の改善に向けた施策を総合的に推進しているところでございますが、本広域連合においても介護者の負担や不安の軽減を図るため、主に支援を担うケアマネジャーへの支援や資質向上に向けた取組等を推進していく必要があると考えております。

次に、介護人材不足の問題でございますが、高齢化の進展に伴い介護人材の確保は喫緊の課題であると認識しております。人材確保については長期的な視野に立ち、継続的、広域的な取組が必要でございますので、国の取組が重要であると考えております。国においては、これまでも介護職員の処遇改善や多様な人材の確保や育成、離職防止、定着促進、生産性の向上、介護職の魅力向上など総合的に人材確保に取り組んできております。このたびの報酬改定においても、特定処遇改善加算の見直しや職場の環境改善、業務効率化、負担軽減に向けた内容が盛り込まれております。本広域連合としましては、これら国の施策が十分に機能するよう県と連携しながら人材確保対策に取り組んでいきたいと考えております。

保険料については、保険料の今後の見直しについての御質問で既に答弁したとおりでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（井藤 稔君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に係るアンケート調査の結果について御説明いたします。

アンケート調査は本広域連合が独自で実施したものと、西部福祉保健局から調査結果について情報提供いただいたものがございます。

まずは本広域連合が令和2年6月に管内の訪問・通所系の介護事業所を対象に実施したアンケート調査の結果がございまして、管内の訪問系事業所8件、通所系事業所14件の合計22件を対象に実施し、回答は15件でございました。

利用者の減少に係る項目について、現在ある、または以前あったと答えた事業所が12件、影響なしと答えた事業所が3件ございました。減少割合は最大時に3%未満が6件、5%から10%が3件、10%以上が3件ございました。

利用者の減少の理由としましては、感染症予防を理由に利用を中止している利用者があるが主なものでございます。

経営への影響に係る項目については、大いに影響を受けているが事業継続には支障はないと答えた事業所が1件、多少影響を受けているが12件、影響を受けていないが2件でございました。

次に、西部福祉保健局が令和2年12月に介護・障害福祉施設等を対象に実施したアンケートから広域連合管内の入居・入所施設10件についての結果でございます。

まずは施設における感染症対策ですが、全ての事業所において利用者の健康観察、職員の出勤時等の検温、マスク等の着用、ふだんからの手指消毒、定期的な換気や消毒などが実施されています。

感染症対策マニュアル等の作成状況については、作成済みが8件、今後作成が2件となっております。

発生時を想定した訓練については、実施済みが6件、実施予定が2件、実施する予定はないが2件でございます。

利用者面会や委託事業者等への対応は、全ての事業所で面会や立入りの制限を実施されています。特に利用者への面会は、オンライン等による面会とした事業所が4件ございました。このアンケートは入居・入所施設を対象としたものですが、居宅サービスについても同様に感染症対策を徹底されていると認識しております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特例報酬の算定状況について御説明いたします。

まずは特例報酬の内容ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応を評価する観点から、通所系サービス事業所は提供した報酬区分の幾分上位の報酬算定を可能とし、短期入所系サービス事業所は提供するサービス日数に応じて緊急短期入所受入れ加算を算定可能とするものがございます。この特例報酬について、本広域連合が令和2年9月に管内の通所系・短期入所系のサービス事業所を対象にアンケート調査を実施しておりますので、結果を報告させていただきます。

令和2年8月サービス提供分について、管内の事業所20件から回答をいただいております。特例報酬の算定について、通所系サービス事業所14件のうち4件が算定しており、1件が算定予定でございました。短期入所系サービス事業所6件については、全てが未算定でございました。

本広域連合全体の特例報酬の算定者数は154人でした。利用者の負担に係る影響額については、特例報酬の算定により本人負担増となる額についてアンケート結果を基にした試算によりますと、全体平均1人当たり月額206円の負担増となっております。

次に、介護施設における特定入所者介護サービス費、いわゆる補足給付の見直しについて御説明いたします。

見直しは令和3年8月予定となっております。改正点は大きく分けて3つございます。

1点目は、市町村民税非課税世帯かつ所得段階が本人年金収入等80万円超えである第3段階を、80万円超え120万円以下の段階と120万円超えの段階の2区分に細分化するものでございます。見直し後の所得段階別の食費に係る負担限度額を第2段階は現行390円から600円、細分化する第3段階は現行650円を80万円超え120万円以下の段階については1,000円、120万円超えの段階については1,300円とするものでございます。

2点目は預貯金等の資産要件の見直しでございます。現行単身世帯1,000万円を第2段階は650万円、80万円超え120万円以下の段階は550万円、120万円超えの段階は500万円とするものでございます。なお、夫婦世帯における配偶者の上乘せ分及び第2号被保険者については、現行の1,000万円以下が維持されます。

3点目は、介護保険施設における食費の基準費用の見直しでございます。介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況等を踏まえ、現行日額1,392円を1,445円とするものでございます。

見直しによる影響について、令和3年1月末時点の負担限度額認定証の交付者数を基にした人数がありますので御説明いたします。

交付者数は全体で268人ですが、見直し後の所得及び資産要件を反映しますと31人が非該当となり237人となります。内訳を申しますと、第1段階は8人ですがこの見直しはございません。第2段階は87人ですが、3人が非該当となり84人となっております。第3段階は173人ですが、80万円超え120万円以下の段階では8人が非該当となり49人となります。120万円超えの段階では、20人が非該当となり96人となっております。

以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 真壁容子議員の再質問を許します。

○議員（8番 真壁 容子君） それぞれに回答いただいたんですけども、まず第1点目のコロナウイルスの対応の問題です。

利用抑制が起こっているのかどうかという点ではアンケートでお答えになって、やっぱり3%から10%減っているところがあったということで利用者の減だと言うんですけども、このような利用減に対して収入減になったと思うんですけども、これに対する対応というのは国、県、広域連合内で何とかの制度というようなことを利用したことってというのはあるわけですか。

○議長（井藤 稔君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。

施設の利用者が影響を受けることによって、事業所のほうは収入のほうの減ということで影響

を受けると思いますが、これについては国のほうが人員基準の臨時的な取扱いを実施しております、そちらのほうで対応していただいている。特例報酬も含めてということになるかと思いません。

広域連合自体としましては、その事業所に対するその助成というのは行っておりません。

○議長（井藤 稔君） 真壁容子議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 比較的數字を見て、大問題になっている都市部なんか比べてはそういうひどい状況ではないと思うんですけども、それにしてもこういうふうには減が出ている。例えば南部町だけだったんですが、医療機関を回ったらどこも一様に答えたのが1割ぐらいの利用減だってこう言ってたんですね。であったんですけども、先ほど言った国の制度でこの分については何らかの形で支援があるというのは、この国の制度を受けたかどうかというのはこういうことを把握しているわけですか。それともこういう介護施設等については、もう自動的に全部国のほうから来るということになってるわけですか。

○議長（井藤 稔君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。

人員基準や運営基準の特例的な取扱いについては国のほうから示されておまして、その内容について各事業所において実施をされておまして、詳しい状況については調査をしておりませんので具体的な数字等お答えすることはできません。

あと、国のほうとしましては、かかり増し経費ですとかそういったところの支援策をしておまして、これについては県のほうが窓口になったりしまして、コロナウイルス感染症の関係で施設のかかり増し経費の助成のほうを助成しているというところでございます。

○議長（井藤 稔君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） それでは、例えば広域連合内では今回のコロナ等で事業を縮小したりとかやめざるを得なかったとか、そういうところはなかったということですか。今聞いているのは、国の事業支援等によって国が支援していくのはやっぱり維持のためですよね。持続していくためだと思うんですけども、そういうのがあったということなので、連合内としてはそういうふうに対応しているので、例えば縮小したりとかそういうような事業所がなくなるというようなことはなかったというふうに理解していいわけですか。

○議長（井藤 稔君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。

管内では事業縮小、休止、廃止等はないと認識しております。

○議長（井藤 稔君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 分かりました。

そしたら、このコロナでの次の問題の介護職員の確保の問題です。これは策定委員会でしたっけ、事業計画策定委員会というんでしょうか、あれは。違ったっけ。あの委員会の名前分からなくて申し訳ございませんが、そこの議事録を出してくださってて見せてもらいました。そのときにやはり指摘されてたのが、医療機関の方なんかも含めていわゆる現場での職員の不足、人材不足について何らかのいい方法はないだろうかと広域連合にも投げかけられてたと思うんですけども、なかなか難しい問題だと思いますが、連合長、この介護職員の確保とかという問題は特にコロナの中では明らかになってきたと思うんですけども、そういう意味では保健福祉事業とかいろいろなさいますけれども、私は広域組んで一番取り組んでいけないといけないのがこの介護職員の確保を具体的に養成も含めてすることではないかと思うんです。その点どうなんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

非常に国を挙げて悩んでる問題だと思っています。これから高齢者がどんどん増えて介護が必要になってくるのに、それをサポートする介護人材が減っているということだと思っています。処遇改善を重ねると言うことがやはり原点にあらうと思っています。

それから、2つ目には多様な人材を求めなければいけない時期にもう来てると思っています。他国からそういう人材を応援をしていただく。また、東南アジアは近い将来間違いなくそういう介護のスキルが必要になってきますので、そういう日本だけの問題として捉えずに、広い範囲でこの介護人材という問題を捉えることも必要ではないかなという具合にも思っています。なかなか広域連合だけの問題で解決する道はないと思いますので、国、県と十分な連携をしながらこの介護人材の問題に取り組んでいかなきゃいけないと思っています。

○議長（井藤 稔君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 私も介護保険の質問を準備しているときに、やっぱりどの本を見ても一番の問題は人材不足だって書いてあるんですよ。それも深刻ですよ。そのときに思ったのは、広域連合内で話しされてる方々の中でも介護人材不足というのは指摘されてるわけですよ。そのときに思ったのは、これは介護保険制度だけではないんですけれども、例えば介護従事者を増やしていくというところで介護施設も持っていたりするこの広域連合内で、国の施策とか先ほど海外への人材ともおっしゃいますが、考えなければならない時期に来ているとはいえますけれども、もっとほかに人口増とかも考えながら取り組める方法というのを、私、3町村でぜひ

とも協議してほしいと思ってるんですよ。人口の取り合いではなくて、今どういのが求められていて、介護職員の方々がこの広域連合内で働けるようにしていくための土壌づくりというようなものが一緒にできないだろうか。

もうちょっと言えば、病院とか介護施設持っているところも含めてそこを養成したりとかしていくために、例えばお金出し合ってでもこの場所を守っていくというような方法というのはできないものでしょうか。私は、町に求めるのと同時に介護保険で私は言えるところってそこなんかなと思ったんですけども、その点についてはどうなんでしょうか。今、失職者も出ている。例えば、どこでしたっけ、国際ニュースになってたのはフランスでしたっけドイツでしたっけ、そこを切り替えたのは離職者をお金を出して研修養成して、介護職につなげていった例というのを報告されてたんですよ。私は、本来は国がそれにかじ取るべきだと思うんですけども、国が取れない段階ではそういうことを市町村がやっていってもいいのではないかなと思うんですけども、そういうことをぜひ連合内で協議するというにならないものではないかなと思います。

○議長（井藤 稔君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

先日、病院に行きましたら、やはりケアワーカー、介護職がいなくて、その代わりに看護師を増強しなくちゃいけないということで、非常に私も悩ましい問題だと思いました。本来、専門職として看護をする人材を、介護の部門にまでする人はいないかなということで増強しなくちゃいけないという課題が今現実起きています。その中で、夜勤までして介護をする人がいないんだそうです。やはり介護の中では24時間365日誰かが介護職員つかなくちゃいけませんので、そういう部分の非常にハードワークというんですか、そういう部分に従事してくれる方がこの日本の中で急激に減ってきているというのを実感しています。お金だけの問題ではないんだなと思っています。

今、真壁議員が例えば離職者をとということを言われましたけども、多くのアメリカであったりヨーロッパでは、移民であったりそういう階層社会の中でどうしても離職された人たちが次の仕事ということであぶれてしまうという現実があります。そういう方たちがケアワークの社会の中に入っていくんだということは、医療の関係者の人に聞いたことがあります。一定のその中に入ってくる人材が多い。しかし、日本はそういう社会ではなくて日本単一民族の中で何とかやっはいこうということをやってますので、都合が悪くなるというような人たちというのが極めて限定的だという社会なんだろうと思っています。決して人種やさらには国籍によって区別や分断があってはなりませんけれども、これからの成熟した社会の中で誰が介護を担うのか。今言われまし

たように、広域連合の中で例えば補助金を出して介護人材になっていただけませんかだとかそういう学校に行かせたところで、本当にそういう効果があるかどうかというのは極めて難しい問題じゃないかなという具合に思っています。誰にこの介護人材になっていただくのかということは今後真剣に考えなくちゃいけない問題だろうと思っています。

○議長（井藤 稔君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 私は日本中の中で同じ課題を抱えている中で、国もそうですけれどもこの地元で働く人材、特に介護や医療に人がいないところにどのように手をつけていってやっていくのかというのが問われてくるんだろうなと思っているんですよ。それは確かに都市部でいろんな条件を持つてるところはいち早く取り組めるかもしれませんが、私は広域連合内を見渡した場合、例えば米子市なんか大きな病院とかも医療の専門学校もあるし、利用の仕方ではいい方法が取れるのではないかなというふうに思っています。

それと同時に、連合長が言いましたけども、よその国と比べたらやっぱり介護に従事する人たちの特定をして階層別化というのかな、そういう見方っていうのは私は克服していかんといけん課題じゃないかなと思うんです。

見た場合、例えば南部町では伯耆の国ってありますよね。そこで働いている方もいらっしゃるいろいろな働き方があるんですけども、例えば近所の人でしたけれども、自分が介護によって初めておじいちゃんやおばあちゃんたちに接することが自分に合ってると思ったと。今までいろんな仕事してきたけれども、これが一番向いてると思ったということ言ってる方がいらっしゃったんですね。私、そういう意味でいえば、そういう方々をどんなふうにつなげていくかということでは、介護保険を一番の柱と据えている広域連合の一番の仕事として取り組んでいってもいい仕事ではないかなと思うんです。そういう意味でいえば、ぜひどういう形があるのかということを探していただきたいと思います。

次に、事業所へのPCR検査の必要性ですけども、これは連合長がおっしゃったようにPCR検査は確かに効果あるけれども、一番はワクチンだとおっしゃいましたよね。ワクチンというのは予防効果があるけど、感染効果については実証できてへんなと私は思いながら今聞いてたんですけども、そのワクチンもいつになるか分からない。これ今の政府見とったら分かりますよね。そういうところで見れば、もし考えた場合、もしこの小さな町で例えば施設にクラスターが発生した場合どうなるかというときに非常に怖いですよ。そういう意味でいえば、県の制度も使いながら広域連合内でもちょっと、これは広域連合で決議することではなかったら、一つの町村でするといえば3町村独自に例えば施設の、私は中の利用者もそうですけれども、一番は従事

者だと考えています。従事者に対するPCR検査の継続的な取組というのを県の制度も使ってや
っていくということをしていくべきではないかと考えているんですけども、どうでしょうか。

それと、収まっている今の時期に西伯病院等も使って検査できると思いますので、そういうこ
とというのが取り組めないかということについてどうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

PCRのその量だとか資源やその制度だとか、いろんな問題が今PCRの中で問われています。
西伯病院自体もそんな大きなPCRの検査機器を持ってるわけではありませんので、院内に入院
される方の検査で手いっぱいだと聞いています。なかなか現実的にそんなことができる
のかどうか私も問い合わせたことはありませんけれども、現時点で私どもが今考えていますの
は、一日も早くワクチン接種を正確にきちんと安全に、特に高齢施設を中心にやっていくことが
今求められていると思っています。その準備を今各市町村やっていますので、その辺に私どもは期
待したいというふうに思っています。

○議長（井藤 稔君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） どないしてもこれをやらなくてはならないということではないと
は思いますけれども、つくづく地方自治とか考えたときに、先日、島根県知事が聖火リレーのこ
とをしゃべって物議を醸しましたよね。県民の7割が支持をしている。私は、国を変えてい
ったり地方を変えていったりというのはそういう住民の声だなというふうに思いました。そうい
う意味では、今政府が言っているワクチン頼みになっていることが、毎日の新聞で明らかなよう
に予定どおり入ってこなかったというのは国民の半分以上知ってるわけですよ。もう国際的なニ
ュース見とったら分かることです。それぐらい今の政府というのは国際情勢についていけないし、
段取りもできないということを皆さんも御存じだと思うんですね。そういうところでは、やはり
地元にあった政策を取っていくということが今ほど地方自治体に求められているときにはないと思
ったし、今ほどそれが歓迎される、首長が歓迎されることはないのではないかとというふうに島根
県知事の姿勢を見て思っていました。とりわけ超保守的だと言われている山陰で、私たちから見
ればそう革新的でもないという方がごく普通のことを勇気を持って言わなければならない状態を
つくってきた国の責任もあると思うんですけど、そういう中で意思表示をしていくということは
私はこれは県民にも力を与えたと思うんです。それと同様に、このPCR検査の問題でも比較的
鳥取県知事はいい位置に立ってくださっていると私は思っています。そういう意味でいえば、町村
が力を合わせて今何をしていくかということを考えていただきまして、誰がどう考えてもこのコ

ロナはワクチンができたらいいけども、8割まで免疫ができるというまでになるのかどうかという問題と、何よりも本当にこの地域に65歳以上の分がいつ来るのか分からない状況でそれ頼みにならないことを考えれば、PCR検査も位置づけながら両方やっていくような姿勢を取り続けていただきたいということを指摘して次に行きます。

次の問題は、このコロナの中で住民が大変だと言っているときに、様々な負担増を起こしてきたのはそれはないだろうと。それもなかなか住民の知らないところでということだったんですけども、先ほど事務局のほうからも負担増についてどれぐらいの影響があるかということを示していただきました。連合長もお聞きになっていたと思いますが、人数はそう多くないとはいえ様々な今回の負担増について広域連合内でもこの影響が出ていないことはありません。

とりわけ1つ目の報酬単価を加算することについて、本人の了解をもってだけでも利用料が引き上がった。僅かだけでも引き上がったということは、近隣の町村見ていると議会等でも話題になっていたことです。

このような中で何が言いたいかといいますと、こういうふうに負担増に持っていくのではなくて、この時期に介護保険での利用料の負担軽減や利用料軽減こそ行っていかななくてはならないのではないかという点です。一方ではコロナ禍による保険料の軽減措置もあるわけですが、こんなふうに利用料負担を決めてきている。そういうことについて、連合長はやっぱり仕方がないとお考えでしょうか。私は、こういう時期ではどこもいわゆる公共料金の引上げをストップさせているところも出てきているわけですよ。この広域でも、今回の8期は保険料を上げなかったじゃないですか。そういうことを考えた場合、ここで行われている利用料負担増についてやはり国にこういうやり方やめろということを書いていかなくてはならないのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

決して望ましいことではありませんけれども、一定やらざるを得ないことではないかと思っています。今一番飲食店が影響を受けてるということを書かれていますけれども、その飲食店がこのコロナ対策費として数十円、数百円もらうことに対して賛否両論いろいろ出ているようです。これと同じようにやはり全くコストはかからないわけではないので、幾分かの利用者の負担というものは必要なんではないかなという具合に思っています。またこのコロナの問題が明ければこれは解消される問題なわけですし、その期間限定の特別な負担だということで御理解いただきたい、こういうふうに思っています。

○議長（井藤 稔君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） コロナの影響の問題だけではない。例えば、施設の食費負担増などは8期に行われていくことになってくるわけですね。どう考えても第8期、第7期、計画が変わるごとに負担が増えてきているというのが現状だというふうに考えています。とりわけ特養ホームの施設に入所している方々の補足給付の額が、こんなふうに負担増になったら倍近くなることもあるわけですね。それは非常に苦しくて、もしかしたらこの利用負担に耐えかねるといえることが出てくる可能性が大いにあると私は近所を見てて考えるわけです。そういうところについては、起こったときにお金の負担がこの補足給付の負担増によって入ることが困難だということのないように、そんなに大きな町同士ではありませんから分かると思いますので、それを防ぐための工夫をしていきたいということを指摘しておいて次の保険料の問題に入ります。

保険料、今回は2%減額の月額にして5,804円です。今回2%減額されたということなんですが、当初の20年前と比べると1.8倍、これには連合長はそうは言うけれども保険給付ですよ。実際は3倍にも上がってきてるんだよということを言っています。これは連合長とか広域連合を責めるという問題ではなく、介護保険制度そのものが利用が増えれば増えるほど保険料が上がる仕組みになっているからにはほかならないわけですね。

それで今回は減額2%しましたけれども、3年後には上げるよって言うてるんですよ、1万円近く。これは住民は結構驚くと思いますよ。もうそれで次に脅しのように令和何年でしたっけ、令和22年、10万円を超えてきますよと。この段階で、もう介護保険そのものの制度が持ちこたえなくなるのではないかというふうに言ってるわけですね。決して話を聞いて連合長たちも値上がることはいいと思わないけれども、このままではいくんだよというかこれを避けようと思ったら、お話し聞いたらいわゆる利用を下げるしかないわけなんです。そういうことができるのかということですよ。予防に取り組んで引き下がるのかということにならんとするんです。私は、努力してもこのままでいったら認定率等も考えたら令和7年度、22年度、予定どおりにいくんだらうと。もう以前から、厚生労働省は令和22年には8,000円を超えてくると言っていましたからね。そういう事態を招かないためにといいますが、今の制度では招かない状況をつくること自体が無理だと連合長思いませんか。私はこれを抜本的に解決するには、もう国の負担を増やすしかないと思ってるんですよ。その点についてどうお考えですか。

○議長（井藤 稔君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

なかなかこれは難しい課題だろうと思っています。介護の社会化ということで、広く間口を取

った制度設計を日本はしました。ケアマネジャーも民間、いろいろな議論の中で国の制度としてケアマネジャーを置いて入り口部分を狭めたほうが良いという議論と、いや、そうではなくて民間の中でサービスをどんどん広げていきながら最初はそう持ってきたほうが良い。後者を日本は取ったわけですし、当然そのサービス利用はどんどん広がりますし、その需要に合わせて施設も多くなってきました。

これから先々の問題というのは、どうやってこの増えたサービスというものを本当に必要な人たちのところに届けるのかということになると思います。皆さんが不要な人が使っているわけではないでしょうけれども、その辺りの仕分がこれからの大事な点になると思います。それをしなくても、やはり介護保険料は上がっていく現状にあると思います。そのときに初めてやはり国からのさらなる支援も必要ではないかということも考えます。まずは今私たちは国の支援ももちろん必要なんだろうけれども、やったところでどんどん増えていく中でそれを負担するのは次の世代がその国から出したものに対して負担しなくてはならない。この辺りのことも考えると、安易にそっちの方向にかじ取りというのも非常に危険だろうと、このように思っているところです。

○議長（井藤 稔君） 真壁容子議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 時間がないので言いたいこと言わんといけんと思っておりますが、連合長、致し方がないというような答弁をするんですけども、介護保険が何でもたないんじゃないかと言うてるのは、お金がかかる割に目的が達成できてないからですよ。介護の社会化なんていうのはほんのごく一部だけで、圧倒的多数の方々が介護の社会化が実現されたとは思っていない。だって当初は13%って言ったんですよ。認定率で、そこで13%ですよ。100のうち13%ぐらいがかかったぐらいだということしか見てなかったんですよ。ところが、20年たってみたら今18%。当然ですよ。そもそも最初からの設計ミスで今回なってきたときにこんだけ金払わなかったらもたないよというようなやり方で、まして高度経済成長があって年金が上がっていくときだったらいいですよ。今、経済は滞っている、医療は崩壊寸前、介護保険の認定率が下がるわけじゃないですよ、上がってくるんですよ。どんだけ健康維持されているかということに疑問がありますからね。そういうときを見たときに、どう考えてもさっき言った介護難民の問題や介護離職者の問題がある。そういうところで介護保険料だけ払い続けて亡くなる方が80%近くいるときに、この金額では耐えられへんというのはもう全国的に起こってることです。そういう意味では、私は市町村会もそうですけど全部併せてこのようなやり方ではもうもたないと。本来の国の負担率をもっと引き上げるべきだということを大きな声にしていかなければ、今までやってきた介護保険制度が崩れる可能性がある。そういうふうに思いませんか。幾らあなた

方がまともな運営しようと思っても、入ってくる保険料が確保できなくなる事態が起こってくると思いませんか。

時間がないのでもう言ってしまうのですが、これは南部町ではなくて伯耆町の私たちの同僚の議員がアンケートを取ったときに出てきた意見が暮らしについて言いたいこと。介護のために退職せざるを得なくなった。こういうものに対しての生活が少しでも楽になる方法を考えてほしい。こういう意見が出たんですよ。

先日、私たちは地元の町内で業者にコロナの様子を聞きに行きました。コロナのことで来ましたって言うてるのに、そこにおられたお店の6人近くの女性は何言ったかということ、ちょっと、議員だったら介護保険料下げてって言われたんですよ。もう驚きました、正直言って。特に女性は何でこう言うのかと思ったときに、そうか、世帯主じゃないし、男性、女性にも来るんですよ、介護保険料って。名前で来るしね。それ考えたときに、この介護保険料は私たちが思っている以上に負担に思っている。

今回は9,800万円のお金があって、それを基金を入れて上げるようなことはなかったと。私は、9,800万円そのものが保険料の取り過ぎだったのではないかなという検討も要すると思うんですけども、今回はそんなわけにいかないと思って、こういうふうに1万円高く上がることを出してきましたが、とてもじゃないけれどもこんな1万円上げることは承知できない。

○議長（井藤 稔君） 定刻になりました。時間になりましたのでまとめてください。

○議員（8番 真壁 容子君） そのことをお考えいただきまして、介護保険制度の維持、持続していくということを行うのであればまず保険料負担の軽減を第一に考えて、それを低めるためのサービス減ではなくって国に対して要望することを求めまして一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で8番、真壁容子議員の一般質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

ここで一旦休憩をいたしたいと思えます。14時10分から再開いたしたいと思えます。よろしく申し上げます。

午後2時03分休憩

午後2時10分再開

○議長（井藤 稔君） これより再開します。

日程第12 議案第2号

○議長（井藤 稔君） これより討論、採決を行います。

日程第12、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務民生常任委員長（松田 悦郎君） 総務民生常任委員長です。

まず、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正につきましては、賛成多数で可決となりました。

○議長（井藤 稔君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はございませんか。

真壁容子議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 議案第2号の介護保険条例の一部改正について反対をいたします。

理由は2つあります。

一つは保険料の件です。この保険料は、保険料の改定を見ると第7期に比べて減っておりますので数字がいけんというわけではありません。減ったことについては、2%であっても減る金額になったということは基本的には私はいいと思っています。

しかし、この保険料全体を見た場合、やはりどう考えても月額5,804円ですね。年額で6万9,600円。これは高齢者から見たら高い金額になります。世帯ではなくって、高齢者が2人いるところはこの倍どころか基準によって違うんですけども、一人一人にかかってくるということになれば、年金暮らしの方から見たらほかのに比べて介護保険料が高いというのはほとんどの方が指摘をしています。この8期に向けては基金を入れてそれを引き下げるために使ったということは十分理解できるしそうしてほしかったことですが、この大前提となっている介護保険制度そのものを見ましても、全国的にも基金が残ってきているという現状ができていて厚生労働省の結果でも示されています。介護保険制度の中で言えば、高い保険料を取って結果として利用抑制につながっているという傾向も出てきているというふうにも思っています。

私は、1点目には国の負担を多くして住民負担である保険料を引き下げる。できない場合には広域連合内の町村で協議をしてもらいまして、一般会計からの補填をしてでも介護保険料をもっと低く抑えるべき中身にしてほしいということが反対の一つです。

もう一つの反対は、今回出てくる保健福祉事業でしたっけ。それを入れることについての反対です。これは委員会でも述べさせていただきましたが、本来保健福祉事業等については町村独自

で行っていくべきことではないかというふうに思っています。これの反映はインセンティブ算定の金額だということです。インセンティブ算定というのは全国でも批判されているように、市町村を競わせて介護保険を早く卒業させて、成果のいいところにお金を持っていこうと言われているインセンティブ算定ではなかったかというふうに考えています。そういう意味からすれば、国から来るお金があるのであれば、それを保険料の中に組み入れるような制度に変えていくべきだということを指摘して反対をいたします。

○議長（井藤 稔君） 次に、賛成の討論があれば許します。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第2号につきましては、広域連合の介護保険条例の一部改正でございます。中身は第8期介護保険事業の策定に伴い令和3年度から令和5年度までの期間の保険料率の改正で減額の条例でございますので、これに対してあんまりぐじゅぐじゅ言うことはないし、今反対討論言われた方は国の制度自体を批判されての改定でございます。そういう反対討論に聞こえました。今回はそういうことで保険料率を改正して保険料を安くするという条例ですので、賛成いたします。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これより議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井藤 稔君） 賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第3号

○議長（井藤 稔君） 日程第13、議案第3号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務民生常任委員長（松田 悦郎君） 総務民生常任委員長です。

議案第3号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、全会一致で可決となりました。以上です。

○議長（井藤 稔君） 本件につきましては、常任委員長から報告のとおり全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、以上で終了します。

これより議案第3号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井藤 稔君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第4号

○議長（井藤 稔君） 日程第14、議案第4号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務民生常任委員長（松田 悦郎君） 総務民生常任委員長です。

議案第4号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、賛成多数で可決となりました。以上です。

○議長（井藤 稔君） 日程第14につきましては、委員長報告のとおりであります。

総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はございませんか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の補正予算では、基金の繰入れを1,000万ちょっとしたこと、それから給付費の減のところでは施設サービス費のほうに移したというような内容があったんですけども、令和2年度の介護保険の特別会計を見たときにやはり認定率が下がって、保険給付費も受給者数も減ってきているし、そういう現状、これは広域連合ではその意図はないにしても介護保険制度の中では利用抑制が行われてきている。これが出てきている数字ではないかというふうに私は見えています。そういう意味でいえば、ほぼ窓口で断ったことはないというふうに言うんですけども、私は慎重な調査が要るのではないかと考えています。例えば介護認定につ

ならないで、もしかしたら介護認定できるのにかかってない人もいないのではないかということ、認定されていても利用していない方もいらっしゃるのではないかと。これはやはり全国的なデータを見てきても、認定者が減り給付率が下がる中で基金が増えていってるといのがどこの保険者の傾向でもあるわけですね。それが結果として保険者の持っているアクセルとブレーキでどうぞお使いくださいという一方で、この給付額を下げっていくために国も行っている抑制が出てきているのだというふうに思うんです。

結果としてこれを繰り返していく中で、基金が出て次のというのはいいけども、基金が出るということは結局は保険料が高過ぎたということになるわけですね。でも、それがなければ今度の保険料上がってしまう。どう考えても介護保険制度というのはなかなか大変な制度だなと思うんですけども、今回の補正予算についてはやはりこの1年通しても給付抑制等が行われた予算はないのかというところ、私は反対をします。

○議長（井藤 稔君） 続いて、賛成の討論があれば許します。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第4号でございますが、これは補正予算でしてほとんど実績に伴うものでございまして、令和2年度のほとんど実績がここにあった結果でございます。

今る言われましたが、内容を見ましても介護給付準備基金が1,000万もできたということは私は喜ばしいことだと思います。何でそうなったかは、真壁議員は認定率が下がったり給付抑制があるからって言われましたが、ここには歳出の中身を見ましたならば居宅介護サービス給付費とか地域密着型介護サービス費ですが、およそここで9,000万ぐらい実績が落ちております。それで介護予防サービス費がその分、1,000万ぐらい伸びております。このように広域連合の中でも認定率が下がったという中身は給付抑制とか云々じゃなくて、一つはコロナの影響もありますし、各町村が取り組んでいる介護予防事業、1,000万も伸びたということはそれぞれ頑張っておられたということだと思います。これに対して国からもインセンティブが来ておりますし、そんだけ頑張った。南部町では百歳体操、伯耆町ではまめまめクラブ、日吉津村ではちょっと忘れたけど、いろいろそういうことでやっておられる。そういうことの結果だと私は思っております、実績に伴う補正予算でしたので賛成いたします。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより議案第4号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2

号)を採決いたします。

議案第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(井藤 稔君) 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第5号

○議長(井藤 稔君) 続きまして、日程第15、議案第5号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を議題とします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務民生常任委員長(松田 悦郎君) 総務民生常任委員長です。

議案第5号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算につきましては、賛成多数で可決となりました。以上です。

○議長(井藤 稔君) 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

真壁議員。

○議員(8番 真壁 容子君) 令和3年度の介護保険の一般会計予算について反対をいたします。

予算の規模は5億800万、前年度に比べて2,750万の減。これは町から派遣されていた派遣制度を変えて、併任辞令することによる減額だとの中身でした。

私は反対をするのは、大きく言って2つです。一つは広域連合の運営に係る町村負担金の考え方の問題です。事務費等、それから給付費等についても1割の均等負担とそれぞれの規模による実績割ということになっていますが、ここだけではなくて西部広域とか考えたときに、やはり広域の在り方として公平な負担とは何かというのはやっぱり考えてしまいました。そういう意味でいえば、どのような状況になろうと全額実績割合にしていくということに変えていったほうがいと常々思っております。そういう点からも、それを検討すべきだという点が一つ。

もう一つは、介護保険の事業が広域連合としてやっていくことの是非を検討していく必要があるのではないかという点での批判的な意見です。今回も併任辞令をしていく中で、地域包括支援センターの方々がより動きやすいようにというふうな中身になってきました。私、個人的には派遣よりもこの併任辞令のほうが事務的な量も少なくなって動きやすくなるのではないかというふうに理解をしているところですが、こんなふうに動きやすく行っていくというところに、やはり

広域連合の介護保険業務と町村で行う医療や介護、福祉の問題等もやはり緊密な関係というのはやっぱりあるのだろうというふうに思うわけです。それで今回のコロナの件でもそうですが、地域包括支援センターができるときにもう痛感しましたのは、やはりこの取組は介護保険連合そのものは保険が主体であって、動くのは町村じゃないとできないだろうなというときに、広域連合の役割というのは何ぞやということをやっぱり一回考えるわけです。

ここに来て介護保険の保険料を集めておきながら、一方で介護にかからんためにという、いわゆる住民の健康を考える立場で介護になるのを予防するように予防するようにというやり方をしているのがこの介護保険なんです、広域連合なんですよ。それも正直言って変なやり方だなというふうに思っております。こういうふうに連携しているという以上は、私はいずれ大変厳しい介護保険制度が取られてくる中では町村に戻して、その中で介護保険と住民の暮らし、福祉、健康を考えた場合の位置づけのほうがより住民に理解される中身になっていくのではないかとというふうに思っているわけです。今すぐに見直せというようなことでは言いませんが、そういうことも含めて考える時期に来ているのではないだろうかということを指摘して反対をしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 次に、賛成の討論があれば許します。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第5号につきましては、賛成の立場からさせていただきます。

町村負担のことが言われましたが、もう介護保険が始まって20年たちました。この町村負担も介護保険が始まって何年目でしたかね、視察行ったところから割合も直しております。元へ戻すべきだと言われますが、やっぱり保険制度は分母が大きいほうがいい。そのためにもいろんな制度をして政策してやっておりますので、今のが一番ベターじゃないかなと思っております。そういうことで、今回の議案5号は賛成いたします。

もう一つ、その中で併任辞令のことを言われましたが、私は最高、いいことだないかと思えます。地域包括支援センターにそういうことをされるとということは、地域の中で地域包括ケアシステムが地域包括支援センターの職員、またそれに対する市町村が会計年度任用職員等利用されて地域包括ケアシステムがよりやりやすくなるし共生社会がまたできやすくなるということで、今回の提案された内容についてはベターじゃないかということをして賛成いたします。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結します。

これより議案第5号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を採決いたします。

議案第 5 号は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井藤 稔君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 6 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 1 6、議案第 6 号、令和 3 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を議題とします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務民生常任委員長（松田 悦郎君） 総務民生常任委員長です。

議案第 6 号、令和 3 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきましては、賛成多数で可決となりました。以上です。

○議長（井藤 稔君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はございませんか。

真壁議員。

○議員（8 番 真壁 容子君） 令和 3 年度の介護保険事業特別会計予算に反対をいたします。

理由は、高い保険料負担で成り立っている介護保険制度だということ。それから、この介護保険制度そのものが当初の介護の社会化というけれども、いろんな課題を抱えたままその解決策が見えていないどころか、かえってひどくなっているのではないかという点にあります。

今回の予算は、歳入歳出それぞれ 3 0 億 4, 2 0 0 万円という数字が上がってきました。そのうち歳入の中でも 2 0 % の 6 億 2, 0 0 0 万近くが、保険料として域内の 6 5 歳以上の方から集められている保険です。住民から、6 5 歳以上のとりわけ 1 号被保険者から見た場合、高い保険料を払っている一方で人材不足で介護保険制度そのものが成り立たなくなるか分からない。その多くが人がいないのは待遇改善が求められているからだ。一体お金払っているんだけど、介護保険事業に従事している人たちの給料が安いのはなぜなのか、あんなにお金払ってという問題。介護保険を払っていながら、自分の親が介護が必要になれば仕事をやめざるを得ない。そういう中で、介護保険料は払いつつ仕事が減るから家の家計が苦しくなるという問題。介護保険を受けたいと思っても認定されなければならない、認定されても施設入所が思うように運んでいかないという問題。どれを取ってもお金で解決できる問題ではないと言いながら、お金取っても解決できていない問題があるというふうに思えてなりません。

これを変えていくというのは、大本には国がまず気がついて変えていかないとはいけないと思いますが、それができない段階では私は市町村なりの保険者たちが声を上げてこの制度を変えていくこと。当面、直面するに当たっては、住民の生活状況を見ながら保険料が足りないのであれば創意工夫して保険料の負担を抜本的に軽減していくことだというふうに思います。

そして保険で行える保健事業を展開するというのであれば、望んでいる方々が全て保険が適用できて願っている介護保険制度を利用していくという制度に変えていかないとはいけないと思います。アンケートを見ても、家で介護されてる方々の一番の心配は介護者のトイレとかの場合、そして夜間の心配をされているわけです。もう何年も前からそのことを言われてても、そこに対する具体的な取組になれば要望がなかったとかいって改善できていない問題があるというふうに考えています。

恐らくどこの保険者もこういう問題抱えているのかと思いますが、私はまず住民の暮らしをとにかく見てもらって、国の制度もそうですけども、そういう中で本当に限られた中でどのようなサービスをしていけば今求められているのか、どれだけお金が必要。足りなければ町村からも出していきながらそれを担保していくという取り方をしていかなければ、介護保険制度そのものが国民から見放されてくるというふうに考えています。

認定率は20%に及ばない。65歳の圧倒的多数が介護保険を保険料を掛けたまま一生を終える方もいらっしゃるわけです。制度上仕方がないといっても、そのことが幾らまでだったら耐えることができるのかという点について、今もう限界が来ているという問題があると思います。そういう点では、ここでしか反対のしようがないので介護保険事業特別会計の中で反対をしますが、運営に当たってはどのような障害があるかもしれませんが、今後も利用抑制ということではなく、住民の声に耳を傾けてしっかりとした保険でサービスが提供できるよう頑張ってもらいたいと思います。

以上、反対です。

○議長（井藤 稔君） 次に、賛成討論があれば許します。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） るる反対討論を言われましたが、黙って聞いておれば昔の措置に戻せというようなふうに取りられますが、もう今走っておりますし、また認定率が出てない、出現率が悪いというのはそれだけ予防に力を入れている。それに対してインセンティブが国から入ってきてる。これは国が言ったのが利用控えじゃなし、認定率下げるということではない。その目的でやってない。努力して皆さん元気になれば、それだけインセンティブを与えますよというの

が大きな改正の流れでございます。

昔、和光方式というのがありまして、そこは物すごい認定率を下げるようなチェックをしてやったたしか市だったと思います。そうとは違うということをはっきり言って、今回は皆さん方がいろんなことをして保険者がした努力、予防事業等をどんどんどんどんして、認定率が下がったり出現率が下がればその分あなたたち頑張ったねということでインセンティブがつく。そのおかげで今回の特別会計は新規に保健福祉事業の費用を554万9,000円できた。このように、我が広域連合でもこのような財源ができる。できたらこれがもうちょっとたくさんできるようにして頑張ってもらえば、今、真壁議員も最後は激励しておられましたので何とかなと思います。このようにみんなで支えながらこの保健事業を頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。賛成いたします。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結します。

これより議案第6号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

議案第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井藤 稔君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第7号

○議長（井藤 稔君） 日程第17、議案第7号、南部箕蚊屋広域連合計画の一部変更についてを議題とします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務民生常任委員長（松田 悦郎君） 総務民生常任委員長です。

議案第7号、南部箕蚊屋広域連合計画の一部変更につきまして、審査結果は賛成多数で可決となりました。以上です。

○議長（井藤 稔君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はございませんか。

真壁議員。

○議員（８番 真壁 容子君） 議案第7号の広域連合の広域計画の一部変更については、この中に保健福祉事業を加えるということについて反対、委員会でも述べてまいりました。特にインセンティブ算定でできるこの保健福祉事業ですが、本来は町村がしっかりと取り組んで、そのお金も広域であてがわれるべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 続いて、賛成の討論。

荊尾議員。

○議員（１番 荊尾 芳之君） １番、荊尾です。

この計画変更に賛成するものです。ちょっとしゃべりたいなと思って手を挙げました。

保健福祉事業という新しい事業を追加するというので、当然予算措置もしてあります。介護保険制度はありますけれども、これはあくまでもセーフティーネットであって、誰もできればお世話になりたくないわけです。やはり自立して最期まで頑張りたい。そういう意味でこの保健福祉事業を取り入れ、介護予防に努めるということは非常に重要なことであると思います。反対する意味はないと思います。賛成したいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結します。

これより議案第7号、南部箕蚊屋広域連合計画の一部変更についてを採決いたします。

議案第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井藤 稔君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（井藤 稔君） 日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、景山浩議員から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、景山浩議員から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（井藤 稔君） 以上をもちまして今期定例会の議会に付議されました議案は全て終了い

たしました。

閉会に当たり、議長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は終始真剣な議論をいただき、まずもってお礼を申し上げます。また、連合長以下執行部の皆様にも議会進行に多大なる御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

ところで、コロナ感染が問題となってから丸1年が経過しました。しかし、依然としてコロナ感染症禍、拡大下にあります。日々の生活様式も多く変わってきた感があります。新型コロナワクチンの接種は、今月の17日から医療従事者対象に始まったばかりであります。今後、ワクチン接種も計画的に進められていくものと思いますが、輸入量の確保が困難などからまだまだ先が見通せない状況であります。連合議会としても引き続き高齢者への影響などに細心の注意を払い、介護予防事業等を推進していく必要があります。最後にこのことをお互いに再確認したいと思います。

続きまして、連合長から何かあれば。

連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 大変一日の会議でございましたけれども、十分な御議論をいただきまして誠にありがとうございます。

春には第8期が始まります。議論の中にもありましたように8期は2025年の経過でございまして、先々まだまだいろいろな問題が多々あるということを皆さんと確認をいたしました。今後とも御支援いただきますことをお願いいたしましてお礼といたします。ありがとうございました。

○議長（井藤 稔君） 以上をもちまして令和3年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和3年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時46分閉会
